

糸島市監査基準（令和2年3月30日監査委員告示第4号）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、監査委員が行うこととされている監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）並びにその他の行為（法令の規定により監査委員が行うこととされている行為のうち、監査等以外のものをいう。以下同じ。）の実施、報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めるものとする。

（規範性）

第2条 この告示は、法第198条の3第1項に規定する監査基準であり、監査委員は、この告示に従って監査等及びその他の行為を実施するものとする。

2 この告示に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考とするものとする。

（監査等の目的）

第3条 監査等は、行財政運営について健全性及び透明性の確保に寄与するとともに、事務の管理及び執行等について法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と市行財政に対する住民の信頼の確保に資することを目的とする。

2 監査委員は、自ら入手した証拠等を基に監査等の結果を形成し、第21条に規定する監査等の結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等に提出する。

（監査等の種類及びそれぞれの目的）

第4条 監査等の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 財務監査（法第199条第1項の規定による監査をいう。以下同じ。） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかを監査すること。

(2) 行政監査（法第199条第2項の規定による監査をいう。以下同じ。） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかを監査すること。

(3) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条第3項の規定による監査をいう。以下同じ。） 選挙権を有する者の50分の1以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運

営の合理化に努めているかどうかを監査すること。

- (4) 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項の規定による監査をいう。以下同じ。） 議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかを監査すること。
- (5) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項の規定による監査をいう。以下同じ。） 市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかを監査すること。
- (6) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項の規定による監査をいう。以下同じ。） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「財政援助団体等」という。）の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかを監査すること。
- (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項の規定による監査をいう。以下同じ。） 監査委員が必要と認めるとき、又は市長若しくは公企法第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかどうかを監査すること。
- (8) 住民監査請求に基づく監査（法第242条第5項の規定による監査をいう。以下同じ。） 住民が、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるかどうか等を監査すること。
- (9) 市長又は管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の8第3項又は公企法第34条の規定による監査をいう。以下同じ。） 市長又は管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるかどうかを監査すること。
- (10) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査をいう。以下同じ。） 会計管理者及び管理者の現金の出納事務が正確に行われているかどうかを検査すること。
- (11) 決算審査（法第233条第2項又は公企法第30条第2項の規定による審査をいう。以下同じ。） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかどうかを審査すること。
- (12) 基金の運用状況審査（法第241条第5項の規定による審査をいう。以下同じ。） 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかどうかを審査すること。

- (13) 健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項の規定による審査をいう。以下同じ。） 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかどうかを審査すること。
- (14) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項の規定による審査をいう。以下同じ。） 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかどうかを審査すること。
- 2 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査（法第199条第4項の規定による監査をいう。）又は随時監査（同条第5項の規定による監査をいう。）として実施する。
- 3 その他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、この告示の趣旨に鑑み、実施するものとする。

## 第2章 一般基準

### （倫理規範）

第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持するものとする。

- 2 監査委員は、常に、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。
- 3 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 4 監査委員は、第3条第1項に規定する目的を達成するため、その職務を遂行するために必要となる地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関する自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、常に自己研さんに努めるものとする。

### （指導的機能の発揮）

第6条 監査委員は、第3条第1項に規定する目的を達成するため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮するものとする。

### （監査等の実施）

第7条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。

- 2 前項の場合において、リスクの内容及び程度を検討に当たっては、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で、総合的に判断するものとする。
- 3 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

### （報告の徴取）

第8条 監査委員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は管理者に対して報告を求める

ことができる。

- 2 監査委員は、法第243条の2第10項の規定により、指定公金事務取扱者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

(監査調書等の作成及び保存)

第9条 監査委員は、年間監査計画及び実施計画（以下「監査等の計画」という。）、監査等の内容、判断の過程、結果及び関連する証拠その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、適切に保存するものとする。

(情報管理)

第10条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

- 2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の定めるところにより適切に取り扱うものとする。

(品質管理)

第11条 監査委員は、この告示にのっとりその職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとし、そのために必要な品質管理の方針及び手続を定めるものとする。

- 2 監査委員は、前項の品質管理の方針及び手続に従い、監査等が適切に実施されていることを定期的に評価するものとする。
- 3 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員を適切に監督し、指導するものとする。
- 4 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの告示にのっとり遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

### 第3章 実施基準

(合理的な基礎の形成)

第12条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠等を入手して、監査等の結果の合理的な基礎を形成するものとする。

(監査等の実施方針及び計画の策定)

第13条 監査委員は、市を取り巻く内外の環境、リスク、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性、重点項目等の実施方針を策定するものとする。

- 2 前項の実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。
- 3 監査委員は、第1項の実施方針に基づき、監査等を効果的かつ効率的に実施することができるように、監査等の計画を策定するものとする。
- 4 監査委員は、年間監査計画の策定に当たり、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、過去の監査の結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 実施予定の監査等の種類及び対象

- (2) 監査等の対象別実施予定時期
  - (3) 監査等の実施体制
  - (4) その他必要と認める事項
- 5 監査委員は、実施計画の策定に当たり、必要に応じて監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、その程度に応じて体系的に次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 監査等の種類
  - (2) 監査等の対象
  - (3) 監査等の着眼点
  - (4) 監査等の主な実施手続
  - (5) 監査等の実施場所及び日程
  - (6) その他監査等の実施上必要と認める事項  
(監査等の計画の変更)

第14条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象若しくは環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更するものとする。  
(監査等の手続)

第15条 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠等を入手できるよう、必要に応じて監査等の対象に係るリスクを識別し、内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、実施すべき監査等の手続を定めるものとする。

- 2 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮するものとする。
- 3 監査等の手続は、試査又は精査によるものとし、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合その他監査委員が必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施するものとする。
- 4 監査委員は、監査等の実施の結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合、新たな事実を発見した場合又は不正の兆候若しくは事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。

(実施すべき監査等の手続の適用)

第16条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、照合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせること等により、最も合

理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用するものとする。

(監査等の有機的な連携及び調整)

第17条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員の選任及び他者情報の利活用等)

第18条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、市長事務部局等（法第199条第7項に規定する財政援助団体等を含む。）の内部監査人、監査役、監事等と必要に応じて連携の上情報の収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めるものとする。

3 監査委員は、前項に規定する者から得た情報を利活用する場合には、それらの品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定するものとする。

4 監査委員は、学識経験者等から意見を聴く場合、その必要性を十分考慮した上で、自らの責任において利用するものとする。

(弁明、見解等の聴取)

第19条 監査委員は、原則として、監査等を実施した結果導き出される指摘、意見及び勧告等に関する報告の決定の前に、監査等の対象組織の長から弁明、見解等を聴取するものとする。

#### 第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の提出等)

第20条 監査委員は、次の各号に掲げる監査を終了したときは、監査の結果に関する報告をそれぞれ当該各号に定める者に送付し、又は提出するものとする。

(1) 財務監査 議会、市長及び関係のある教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員（以下「関係のある委員会等」という。）

(2) 行政監査 議会、市長及び関係のある委員会等

(3) 住民の直接請求に基づく監査 当該直接請求の代表者、議会、市長及び関係のある委員会等

(4) 議会の請求に基づく監査 議会、市長及び関係のある委員会等

(5) 市長の要求に基づく監査 議会、市長及び関係のある委員会等

(6) 財政援助団体等に対する監査 議会、市長及び関係のある委員会等

(7) 公金の収納又は支払事務に関する監査 議会、市長及び管理者

2 監査委員は、前項第1号から第6号までに掲げる監査に係る監査の結果については、必要に応じて当該報告に添えて法第199条第10項の意見を提出し、これらの監査の結果

のうち特に措置を講じる必要があると認める事項については、同条第11項の規定による勧告をすることができる。

- 3 監査委員は、住民監査請求に基づく監査を終了し、法第242条第1項の規定による請求に理由がないと認めるときは、同条第5項の規定による通知を請求人に、当該請求に理由があると認めるときは、同項の規定による勧告を議会、市長その他の執行機関又は職員に、当該勧告に係る同項の規定による通知を請求人に、それぞれ書面により行うものとする。
- 4 監査委員は、市長又は管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査を終了したときは、決定した賠償責任の有無及び賠償額を、当該監査を要求した市長又は管理者に書面で報告するものとする。
- 5 監査委員は、例月現金出納検査を終了したときは、検査の結果に関する報告を、議会及び市長に提出するものとする。
- 6 監査委員は、決算審査、基金の運用状況審査、健全化判断比率審査及び資金不足比率審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。
- 7 監査委員は、前各項の監査等の結果に関する報告等の送付又は提出に当たっては、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第21条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) この告示に準拠している旨
  - (2) 監査等の種類
  - (3) 監査等の対象
  - (4) 監査等の着眼点
  - (5) 監査等の主な実施内容
  - (6) 監査等の実施場所及び日程
  - (7) 監査等の結果
  - (8) その他必要と認める事項
- 2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合には、その旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- (1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
  - (2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

- (3) 住民の直接請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
  - (4) 議会の請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
  - (5) 市長の要求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
  - (6) 財政援助団体等に対する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
  - (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われていること。
  - (8) 住民監査請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった請求に理由があること。
  - (9) 市長又は管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること。
  - (10) 例月現金出納検査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者及び管理者の現金の出納事務が正確に行われていること。
  - (11) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
  - (12) 基金の運用状況審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
  - (13) 健全化判断比率審査 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
  - (14) 資金不足比率審査 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
- 3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合には、その旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
  - 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を第1項第



7号の監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

- 5 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、第20条第1項から第6項までに規定する監査若しくは検査の結果又は意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかつた場合には、必要に応じて監査等の結果に関する報告等にその旨、内容及び理由等を記載するものとする。

(監査委員の合議)

第22条 監査等のうち、次に掲げる事項は、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 財務監査、行政監査、住民の直接請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、市長の要求に基づく監査及び財政援助団体等に対する監査に係る監査の結果に関する報告の決定
- (2) 前号の監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 第1号の監査の結果に関する報告に係る法第199条第11項の規定による勧告の決定
- (4) 住民監査請求に基づく監査及び当該監査に係る勧告の決定
- (5) 市長又は管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査に係る賠償責任の有無及び賠償額の決定
- (6) 決算審査、基金の運用状況審査、健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に係る意見の決定

- 2 監査委員は、前項第1号に掲げる監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、同項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長及び関係のある委員会等に提出するとともに、これらを公表するものとする。

(監査等の結果に関する報告等の公表)

第23条 監査委員は、財務監査、行政監査、住民の直接請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、市長の要求に基づく監査及び財政援助団体等に対する監査について、次に掲げる事項を、監査委員（除斥その他の事由により監査等を実施しなかつた監査委員を除く。次項において同じ。）の連名で速やかに公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

- 2 監査委員は、住民監査請求に基づく監査に係る法第242条第5項の規定による通知又は勧告の内容を監査委員の連名で速やかに公表するものとする。

(措置状況の報告等)

第24条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に対し、適時に、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係

る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。

- 3 監査委員は、住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会、市長その他の執行機関又は職員から必要な措置を講じた旨の通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日監委告示第3号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日監委告示第2号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。